

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2 目標

目標：計画期間内において女性の採用人数、1名以上を目標とする

3 取組内容

女性従業員の配置・教育に関する仕組みを構築し、活躍できる環境を整備する
令和4年4月1日～ 女性従業員を配置可能な職務の検討

子育てを支援する多様な働き方に資する制度の導入、仕事と家庭の両立を支援する対策

令和4年4月1日～ 育児・介護休業法、雇用保険法、労働基準法に基づく
各育児関連の諸制度の周知を継続的に実施する